

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		火葬場使用料の減免の決定		
根拠例規及び条項		多治見市火葬場の設置及び管理に関する条例(昭和 39 年条例第 12 号)第 6 条		
所 管 部 課 名		環境文化部 環境課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市火葬場の設置及び管理に関する条例第 5 条		
	基 準	生活保護家庭、身元不明者、災害その他特別の事情により市長が必要と認める場合。		
	設定年月日	平成 16 年 3 月 18 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 5 分程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分期間 5 分程度		
	設定年月日	平成 16 年 3 月 18 日	最終変更年月日	
備 考				